

～笠縫地区、双柳南部地区の進捗状況及び

保留地の公売についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗の状況や、平成22年度の保留地の公売についてお知らせいたします。

§ 平成22年度 工事発注状況について §

【笠縫地区について】

笠縫地区では幹線道路の整備を中心に事業を進めておりますが、7・8月に造成及び道路築造工事の4箇所(右図参照)について、発注の予定をしています。

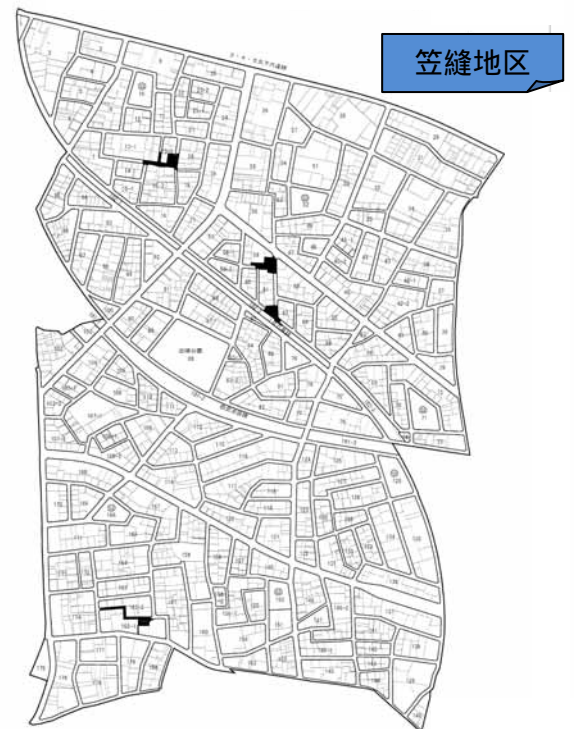
【双柳南部地区について】

双柳南部地区においては、阿須小久保線及び東原巽原線の整備を中心に事業を進めております。今年度、道路築造工事の2箇所(右下図参照)について、発注の予定をしています。

工事箇所周辺の皆様には、ご迷惑、ご不便等をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

これからも、益々の事業進捗を図っていきたく考えています。つきましては、地権者の皆様のご協力をお願いいたします。

【工事発注予定箇所図】



【一号街区公園】



§ 双柳南部地区 1号街区公園の一部を開放しました §

双柳南部地区の北西に位置します、1号街区公園の一部(東側)を暫定的に整備し、開放しました。

地域の皆様で有効にご利用ください。



§ 双柳南部地区雨水対策について §

近年頻繁に発生するゲリラ豪雨等により、地区内の雨水流出量が急激に増加し、地区の皆様にご心配をお掛けしています。これまでも暫定的な調整池、浸透マンホール等を

数箇所設置していますが、最近の集中豪雨は凄まじい雨量となっています。

そこで、豪雨時における地区内の雨水被害を縮減することを目的として、暫定的に地下浸透や貯留機能を持った雨水排水施設を設置することといたしました。

本年度より産業道路から学習センター方向に整備を行ってまいります。



審議会を開催しました

去る7月23日(金)に笠縫地区と双柳南部地区の土地区画整理審議会を開催しましたので、その概要をお知らせします。

議事として、笠縫地区・双柳南部地区評価員の選任について諮問しました。(詳しくは、「評価員の選任について」をご覧ください。) また、仮換地及び保留地の変更について(笠縫地区)諮問し、いずれも諮問のとおり答申を頂きました。

報告事項として、今後の事業計画や予定について、保留地処分の公売についてなどの報告をしました。

また委員の方からは、事業の進捗にともなう貴重な意見を頂きました。皆様のご協力のもとに、これからも事業の重要性を認識して、進捗を図っていきます。

【意見の一部抜粋】

- ・笠縫南北道路の整備順序について
- ・下水道の整備状況について
- ・砂利道の整備について
- ・家屋移転状況について
- ・雨水排水について

評価員の選任について

この度、笠縫及び双柳南部土地区画整理事業の評価員が辞任されたことにより、各土地区画整理審議会の同意を頂きまして、新たに下記2名の方が就任されました。

笠縫土地区画整理評価員

- ・新井道男氏(金融機関職員)
- ・井上孝治氏(飯能市資産税課長)

双柳南部土地区画整理評価員

- ・井上孝治氏(飯能市資産税課長)

《評価員は土地区画整理事業ごとに選任することとされています。》

(評価員とは)

土地区画整理法第65条の規定に基づき、施行者は土地区画整理審議会の同意を得て、土地又は建築物の評価に関して経験を有する3人を評価員に選任しなければならないこととなっています。

換地計画において、清算金又は保留地を定めようとする場合について、意見を伺います。

保留地（宅地）を公売しています

抽せんによる保留地公売の申し込みは 8 月 1 1 日(水)をもって終了しましたが、申し込みのなかった保留地については、先着順により随時公売いたしますので、ご希望の方はお問い合わせください。

今年度は、笠縫地区 4 画地・双柳南部地区 1 画地の計 5 画地を公売しまして、笠縫地区の 2 画地について申し込みがありました。

《公売保留地について、お知りになりたいことがございましたら、土地区画整理事務所までお尋ねください。》

土地区画整理事務所からのお願い

建築行為（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第 7 6 条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入り口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いいたします。

委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算金等の調査に関しては、土地所有者の方のみに説明させて頂いています。代理の方は、土地所有者の方からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。

電柱移設へのご協力について

土地区画整理事業では、建物移転の際に建物以外に電柱などの移転も同時に行われますが、移転先での電柱の受入れに関しては、皆様方のご協力が必要となります。電気・電話については、日常生活の中で欠かす事のできない施設でありますので、移転時における電柱の設置については、関係する皆様方のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫 1 1 2 - 1
電 話	0 4 2 - 9 7 3 - 8 6 8 2
E メール	kukaku@city.hanno.saitama.jp